

平成30年度 事業計画

社会福祉法人邑南町社会福祉協議会

基 本 方 針

少子高齢と人口減少に伴う過疎化が進む邑南町では、家族規模・構成や働き方の変容等、社会構造の変化等を背景に家族や職場、地域の支えあい機能が低下しており、社会的孤立や経済的困窮、貧困の世代間連鎖等、これまでの制度やサービスの枠組みだけでは十分対応できない複合的で深刻な課題が顕在化してきている。

国においては「ニッポン一億総活躍プラン」等により、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換、「我がごと」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換等をめざす「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとする社会福祉制度全般の改革がすすめられています。

本年は社会福祉協議会が法定化をされ60周年を迎え、平成22年11月に示された「全社協 福祉ビジョン2011」の実現に向け取り組むべき具体的な行動宣言として「①あらゆる生活課題への対応」「②相談・支援体制の強化」「③アウトリーチの徹底」「④地域のつながりの再構築」「⑤行政とのパートナーシップ」が示されています。以上の5つの実行計画の見直しとして「第2次アクションプラン」が策定され、近年の社会福祉諸制度・施策の動向を踏まえ、既存事業の見直しや新たな取組の考え方、具体的な取組が示されています。社会福祉法人制度改革に伴い、市町村社会福祉協議会には、これまで以上に高い公共性と公益性が求められており、制度の狭間にある地域の課題に積極的に対応し、その存在意義を改めて高める取組が求められています。

地域福祉は新たなステージへ向かっており、施策化の時代を迎えていると言われております。これまで積み上げてきた**社協ブランド（らしさ）**を再認識するとともに上部団体の提唱する、**（つなげる）（受け止める）（挑戦する）**を共通する行動方針とし、社協職員行動原則に従い活動展開を行ってまいります。

本会は、住民ニーズ基本の原則、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域福祉の実現を図るとともに、併せて介護保険事業等、自主・自立の法人経営をめざすべく諸事業・諸活動を展開します。

1. 地域の福祉力を向上させるために、地域における多様な生活・福祉課題を町民及び関係機関・団体の新たな連携・協働により発見し見守り、必要な支援を迅速に行うとともに、制度の狭間になっている問題を見逃さない地域づくりをすすめます。
2. 住まい、就労をはじめ地域生活のあらゆる場面において、すべての人の権利が守られるよう一人ひとりに寄り添い支援するとともに、ともに支え高めあいながら、心豊かに生活できる社会の実現を図るための取組みをすすめます。
3. 福祉事業・福祉活動等を通しての**福祉教育**の充実深化を図り、温かい心の通い合う中山間地域「邑南」、らしい福祉風土の醸成に努めます。
4. **介護保険事業・障がい福祉サービス事業等**の利用者の尊厳を基本とし、個々のニーズに基づく高品質な福祉サービスを提供します。

以上の基本方針に基づき、「**住みたくなる、住んでよかった、住み続けたい**」安心して豊かに暮らせる田舎づくりを目指します。

重 点 目 標

1. 法人の運営
 - 1) 経営・管理体制の強化及び事業運営の透明性の向上
 - 2) 財務規律の強化
 - 3) 役員による事業運営への積極的な関与

2. 地域福祉の推進
 - 1) 生活困窮者自立相談支援事業と権利擁護センター事業の拡充
 - 2) 福祉活動専門員の活動強化
 - 3) 総合相談センターの運営と相談システムの拡充
 - 4) 在宅高齢者生活支援活動の開発・実践
 - 5) 「発見」「見守り」「つなぎ」のネットワークづくり
 - 6) ボランティアセンター事業の拡充

3. 介護保険・障がい福祉サービス事業所の経営
 - 1) 居宅介護支援事業所
 - 2) 訪問介護事業所
 - 3) 通所介護事業所
 - 4) 訪問看護事業所
 - 5) 福祉用具貸与販売事業所

4. 地域支援事業の推進
 - 1) 通所型介護予防事業（交流型デイサービス）
 - 2) 訪問型介護予防事業（訪問給食サービス）

市町村社会福祉協議会の活動原則

- | | |
|--------------|---|
| 【住民ニーズ基本の原則】 | 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。 |
| 【住民活動主体の原則】 | 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。 |
| 【民間性の原則】 | 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対して、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した活動をすすめる。 |
| 【公私協働の原則】 | 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。 |
| 【専門性の原則】 | 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。 |

【総 務 課】

1. 法人運営（理事会、評議員会、委員会、部会の運営）
 - ・役員会〔5月、8月、1月、3月〕H29.6～H31.6
理事12名以上14名以内 監事2名以上3名以内
 - ・評議員会〔6月、3月〕H29.4～H33.6
評議員25名以上29名以内
 - ・総務部会の開催
 - ・表彰審査委員会の開催
（邑南町総合社会福祉大会にて表彰）
社会福祉協議会会長表彰
「社会福祉事業功労者」「社会福祉事業協助者」「在宅介護功労者」
2. 課長会議の開催（毎月第1月曜日）事業推進の検討・調査・研究
 - ・事業推進の検討 介護保険事業について
3. 第二次邑南町地域福祉活動計画（H28～H32）の評価検討
 - ・邑南町地域福祉活動計画評価検討委員会の開催〔2月下旬予定〕
（地域福祉課）
 - A. 地域福祉活動計画への住民の参加促進
 - B. 地域福祉関係機関・団体ネットワーク化と連携・協働体制の整備
 - C. 総合相談、支援センターの整備
（在宅福祉課）
 - D. 在宅福祉サービスの開発・推進機能の強化
（総務課）
 - E. 法人の発展・強化計画
4. 事業経営管理（マネジメント）体制の強化
 - ・理事・監事研修の実施
 - ・監事監査（決算、中間）
 - ・内部経理監査の実施（3月）
 - ・社会福祉充実計画
5. 自主財源の造成と適正運用
 - ・国債の運用及び利金の有効活用
パソコン購入積立金
車両購入積立基金
6. 会員会費（一般、賛助、団体、特別）の理解と啓発活動
 - ・一般会員会費（年額800円）の納入（6月末）
 - ・団体会員 7社会福祉・医療法人・11地区社協・老人クラブ
目標300万円
会費のお願い・お礼を広報「おおなん社協」へ掲載

- 7, 労務管理の充実
- ・ 職員の資格（介護支援専門員、介護福祉士ほか）
「社会福祉士」「介護福祉士」等、資格取得における助成制度
介護保険事業所の事業所加算等の為に係る臨時職員の資格手当の支給に
ついて検討
 - ・ 職員研修（職員研修計画）
 - ・ 職員採用試験の実施（有資格者ほか若干名）（9/9 一次 10/14 二次）
- 8, 新盆お供え配布について（線香セット）200 件
昨年 8 月 11 日～8 月 10 日まで
今年度期間等について検討・協議
- 9, 指定管理施設の維持管理 H26. 4～H31. 3（5 か年）
- ・ 瑞穂東デイサービスセンター
 - ・ 邑南町高齢者生きがい活動センター
 - ・ 邑南町福祉用具貸与リサイクルセンター
 - ・ 邑南町石見デイサービスセンター
 - ・ 邑南町高齢者ふれあいプラザ雲海
 - ・ 邑南町高齢者生活福祉センター「安心センター」
 - ・ 邑南町高齢者創作活動施設「知恵工房」
 - ・ 邑南町高齢者創作活動施設「ねんりん工房」
- 10, 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・ 現況報告書・計算書類・財産目録
 - ・ 社会福祉充実残額算定シート
- 11, 社会福祉法人・医療法人地域貢献活動連絡協議会の開催
- ・ 社会福祉法人「石見さくら会」
 - ・ 社会福祉法人「おおなん福祉会」
 - ・ 社会福祉法人「瑞穂福祉会」
 - ・ 社会福祉法人「邑智福祉振興会」
 - ・ 社会福祉法人「島根県社会福祉事業団」緑風園
 - ・ 医療法人「徳祐会」
 - ・ 社会福祉法人「邑南町社会福祉協議会」
- 12, 邑南町老人クラブ連合会事務局補佐
- ・ 老人クラブ連合会 第 14 回総会の開催（4 月）
 - ・ 理事会の開催（年 6 回）
 - ・ 第 36 回邑南町老連グラウンドゴルフ大会（瑞穂球場）
 - ・ 第 37 回邑南町老連グラウンドゴルフ大会（中野グラウンド）
 - ・ 第 38 回邑南町老連グラウンドゴルフ大会（羽須美中学）
 - ・ 第 13 回邑南町老連クロリティ大会（羽須美体育館）
 - ・ 第 13 回邑南町老連ペタンク大会（瑞穂球場）
 - ・ 第 2 回邑智郡内老人クラブグラウンドゴルフ大会（美郷町）
 - ・ 第 19 回邑南町老連カラオケ大会（矢上交流センター）
- 広報いずみの発行

【地域福祉課】

- I 住民誰もが安心して暮らせるよう総合相談機能の充実及び生活支援体制の整備を行い問題解決の仕組みづくりと具体的な支援活動を展開する。
1. 総合相談センターの運営と相談システムの拡充
 - 1) 一般相談〔専任職員10名の配置〕
 - ・ 毎日型（よろず相談＝木曜日）
 - ・ 訪問型
 - 2) 法律相談 年12回開催〔年6回＝司法書士〕
 - 3) 教育相談 年2回開催
 - 4) 女性相談 年3回開催
 - 5) 関係機関・団体が実施する相談事業の紹介
 2. 邑南町権利擁護センター事業の拡充 * 町委託事業
 - 1) 法人後見の受任
 - 2) 成年後見制度の啓発活動と相談体制の拡充
 - 3) 日常生活自立支援事業の推進
 - 4) 後見支援員の育成・活動支援
 3. 生活支援事業の実施
 - 1) 生活福祉資金貸付事業（総合支援、福祉、教育ほか）
 - 2) 民生融金貸付事業
 - 3) 生活困窮者自立相談支援事業 * 町委託事業
 - 4) おおなんレスキュー事業の研究・開発
 4. 生活支援コーディネーター事業の実践 * 町委託事業
 - 1) 第1層推進協議体のコーディネート業務
 - 2) 要援護者への生活支援活動（優友サポーター派遣活動）
 - 3) 新地域支援事業の創設と住民主体の地域づくりの実践
- II 地域福祉の一層の充実を図るため地区社会福祉協議会の活動への支援及び強化を図る。
1. 地区社会福祉協議会活動の促進・支援
 - 1) 「地区社会福祉協議会会長会」（事務局＝町社協）の開催
 - 2) 地区単位「いきいきサロン」の促進・支援（ボランティアの積極登用）
 - 3) 地域歳末世代間交流会（地区社協主催）の支援
 2. おおなん流自治会区福祉活動の推進
 - 1) 小地域ネットワークの開発・強化
 - 2) 新たな小地域福祉活動の研究・創設
 - 3) 自治会との新たな連携及び研究（新たな支え合いファンドの実践）

- Ⅲ ボランティアセンターの基盤強化を図りボランティア活動を中心に福祉活動に参加する住民への支援と強化を図る。
- 1, ボランティアセンターの運営・機能強化
 - 1) ボランティアセンター運営委員会の開催
 - 2) 「邑南町ボランティアの日」活動〔11月第2土曜日〕
 - 3) 災害ボランティアセンターの機能充実
 - 2, ボランティアの育成及び養成講座の開催
 - 1) ボランティア活動団体支援事業の実施
 - 2) 新規ボランティア団体の育成及び活動支援
 - 3) ボランティア活動における情報提供の徹底
 - 4) 一般住民への福祉教育推進
- Ⅳ 誰もが安心して子育てができる環境を整備するとともに、子どもたちが福祉事業・活動を通じて、身近に福祉を体験できる福祉教育を推進する。
- 1, 児童・青少年福祉の推進
 - 1) 学童生徒の福祉教育（手話・点字・疑似体験・車椅子指導）推進
 - 2) サマーボランティアスクールの開催
 - ・施設等体験型
 - ・プログラム型（教育委員会との共催）
 - 3) 福祉教育推進「福祉の学びあい」事業 * 島根県社会福祉協議会受託
 - 4) 子育て支援サービスの研究と他機関との連携
 - ・子育てサロン活動の促進・支援
 - ・子育てフェスタの開催（福祉課、保健課、教育委員会と共催）
 - 5) 福祉系大学・専門学校等実習生受入れ（社会福祉士・介護福祉士）
 - 6) おおなん奨学資金貸与事業（高校・専門学校・大学・短大等）
- Ⅴ 高齢者・障がい者（児）が地域で安心していきいきと生活できるよう支援を行う。
- 1, 高齢者福祉サービス事業の実施
 - 1) 一人暮らし高齢者の生きがい活動支援
 - 2) 一人暮らし高齢者おせち料理配食（民生児童委員協議会と共催）
 - 3) 「敬老の日」配分事業（85歳長寿のお祝い）
 - 2, シルバー人材センター事業の推進
 - 1) 会員加入促進対策
 - 3, 障がい者福祉サービス事業の実施
 - 1) 知的障がい者支援（余暇活動・生活・就労）、交流事業の開催
 - ・「邑南町手をつなぐ育成会」
 - ・「邑智郡ふれあいの会」
 - 2) 難聴対策チャイム設置事業（10件）
 - 3) 「あいサポーター運動」による障がい者の理解と支援活動の啓発

4. 当事者組織・団体等への個別支援

- 1) 知的障がい者及び家族会への支援活動
- 2) 身体障がい者福祉協会への支援活動
- 3) 精神障がい者及び家族会への支援活動
- 4) 邑智郡ことばを育てる親の会（瑞穂小通級指導教室）への活動支援
- 5) 重度心身障がい児（世帯）への個別支援活動の研究・開発
- 6) 一人暮らし高齢者組織（ほたる会、いなほ会、さつき会）の支援

VI 各種関係機関との協働による新規事業の研究・検討の実施。

1. 各種関係機関・団体との連携・調整と協働事業の開発

- 1) 町内各種関係機関・団体との連携強化
 - ・ 民生児童委員協議会 ・ 公民館（12地区）
 - ・ 自治会等事業協力団体 ・ 障がい者等当事者団体
 - ・ 医療・保健・福祉機関、介護保険事業所、関係団体
 - ・ 老人クラブ連合会 ・ 駐在所 ほか
- 2) 新たな支え合いファンド事業（島根県社協の事業窓口業務）
- 3) 事業部会（地域福祉）の開催
- 4) 邑南町地域福祉活動計画評価検討委員会の開催

2. 共同募金運動（島根県共同募金会＝邑南町共同募金委員会）への協力

- 1) 「共同募金」「歳末助けあい運動」への協力
- 2) 「チャリティ神楽大会」の開催

VII 町民の皆様には社協（町社協・地区社協）活動を知ってもらい福祉意識を啓発していく。

1. 広報活動の推進

- 1) 広報「おおなん社協」の発刊（年6回）
- 2) ホームページの拡充、管理
- 3) 邑南町ケーブルテレビ事業との連携

【在宅福祉課】

町の委託事業については、福祉課・地域包括支援センターとの連携を図りながら、在宅生活における介護予防の維持・強化を図ることはもとより、利用者の心身の状況に基づいた安心・安全の質の高いサービスを実施します。

1. 地域支援事業

1) 通所型介護予防事業（交流型デイサービス）

* 町受託事業

来所頻度 1回／2週間]

開催場所 安心センター・瑞穂東デイサービスセンター・雲海プラザ

訪問啓発 当該高齢者に対する登録及び事業説明・推進活動を実施

	月	火	水	木	金
羽須美			○		○
瑞穂	○			○	○
石見	○	○	○		

2) 訪問型介護予防事業（配食サービス）

* 町受託事業

	調理・配食拠点	配食予定数
配食目標	瑞穂東デイサービスセンター〔本部〕	8,750食
	安心センター〔東部SC〕	2,750食

2. 軽度生活支援ハウス事業（安心センター居住）運営

* 町受託事業

入居定員	15室〔17名＝夫婦居室が2室〕
------	------------------

高齢等のため自宅において生活することに不安のある方に、必要に応じ住居を提供することにより、自立生活の支援、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、生きがいのある生活を続けられるよう事業を実施します。

〔行事内容〕

4月～6月 お花見外出 7月～9月 ふるさと巡り
10月～11月 もみじ見学 12月～3月 閉じこもり予防（体力づくり）

3. 生きがいと健康づくりの推進

* 町受託事業

それぞれの知識・技能を生かした趣味活動を通じ、情報交換や健康増進を図るべく事業を推進します。

- ・高齢者ふれあいプラザ「雲海」, 「若返り館」(矢上) の管理・運営
- ・「知恵工房」(口羽), 「ねんりん工房」(阿須那) の管理・運営

4. 祭壇事業の運営（羽須美地区）

【居宅介護支援事業課】

介護保険法の理念に基づき、利用者が可能な限り住み慣れた地域において、心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切な保健・医療・福祉サービス等が受けられるように、各事業者と連携して、自立した生活を送れるよう居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等を行います。

1. 居宅介護支援事業の運営〔数値目標〕

東部居宅介護支援事業所	要介護利用者	130名
	要支援利用者	55名
西部居宅介護支援事業所	要介護利用者	130名
	要支援利用者	55名

* 質の高いケアマネジメントを推進する観点から、特定事業所加算Ⅱを算定する。

【通所事業課】

1. 通所介護事業〔邑南社協東部・西部通所介護事業所〕

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行います。また利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

介護予防・日常生活自立支援総合事業では、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行い生活機能の維持又は向上を目指します。

東部通所介護事業所 利用者95名（1日平均25名）

西部通所介護事業所 利用者95名（1日平均25名）

2. 障がい者通所介護事業（西部通所介護事業所）

自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。

重点目標

①総合事業・軽介護者の利用者確保

現在、担当者会議やセンターでの連絡調整会議を定期的に行っているが、地域福祉課・在宅福祉課との連携を図ることで、新規利用者の増加を図る。

②利用者・家族へ向け、ディサービスの活動内容を載せたミニ広報誌や昼食（献立や食事の形態等）や機能訓練等の状況の紹介紙を作成・配布を継続する。

③加算取得の強化

・サービス提供体制加算（Ⅰ）：「介護福祉士」取得職員の割合が50%又40%以上必要

・認知症加算：「認知症介護の専門的な研修」「認知症介護の実践的研修」を受ける必要がる。

・介護職員処遇改善加算：キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施又は研修の機会を確保）を満たす必要がある。

3. 高齢者等外出支援事業

* 町受託事業

重度要介護者が住み慣れた地域社会の中で生活できるよう支援し、福祉の向上を図ります。

【訪問事業課】

1. 訪問介護事業〔邑南社協東部・西部訪問介護事業所〕

利用者の気持ちに寄り添い、「できる限り家で暮らしたい」という希望がかなえられるように、ご家族、関連機関等々と連携をとりながら信頼して利用していただけるサービスを提供します。

〔数値目標〕 介護保険・介護予防・総合事業・障がいサービス

東部訪問介護事業所 訪問件数 50名

西部訪問介護事業所 訪問件数 60名

2. 訪問看護事業〔邑南社協訪問看護事業所〕

主治医の指示に基づき、利用者の自宅に看護師が訪問し、看護・服薬管理・褥瘡の治療等の医療処置や清潔支援を行います。

また利用者やその家族等からの24時間連絡可能な体制を整え、緊急時訪問サービスを実施します。

加齢に伴う特定疾病等、高度な医療が必要な方にも、自宅で安心して療養生活を送っていただけるよう地域包括ケアを中心としたサービス事業所として、病院から在宅への移行をスムーズに行えるよう地域で顔の見えるネットワークづくりに取り組みます。効率かつ柔軟なサービスが提供できるように看護ケアを実施します。

〔数値目標〕 訪問件数 35名

3. 福祉用具貸与（販売）事業〔邑南社協福祉用具貸与（販売）事業所〕

利用者の有する能力に応じ、自立した快適な生活を送ることが可能となるよう、また介護者の方の負担を軽減できるようサービスを提供します。

〔数値目標〕

介護保険利用者 160名 一般利用者 40名

販売件数 100件

【邑南町出前講座】

分類	番号	講座名	内容	担当課
健康福祉	1	日常生活自立支援事業について 成年後見制度について	邑南町権利擁護センター	地域福祉課
	2	手話・点字・要約筆記教室	障がい者の理解と支援	地域福祉課
	3	高齢者・障がい者疑似体験教室	高齢者・障がい者の生活を疑似体験	地域福祉課
	4	福祉機器・介護機器について	高齢者・障がい者にやさしい福祉機器	訪問事業課
	5	介護保険サービスについて	「嫁が見る介護」から「福祉サービス」を利用した介護へ	居宅介護支援事業課

(居宅介護支援事業所)

- ◇ 個別支援を行う上で必要と考えられるサービス
 - ・ 外出支援サービス（タクシーのような利用）→通院、買い物、金融機関等（羽須美、瑞穂一部）
 - ・ 高齢者シェアハウス→冬期間だけでも町営住宅の空き部屋や空き家の利用（低料金で）
 - ・ 土日の配食サービス（羽須美は一部あさぎりに対応）→社協の社会貢献
 - ・ おかずのみの配食サービス
 - ・ 日曜日のデイサービス事業
- ◇ 質の高い研修機会の確保→県外の研修について計画的に実施する実用あり
- ◇ その他
 - ・ いずれは2事業所の統合も検討していく必要がある、サテライトでの常駐、フレックスタイムの導入など検討協議の必要がある。
 - ・ 東部職員の瑞穂地域への訪問に関して近隣事務所への出勤及び退社も実施していく